

4. 事件の手口

【不正な支出】

A は支出命令書の決裁後に経費支払いのために作られる「支払予定表」（口座振込依頼書）に債務のない取引先を債権者として付け加え、振込先を第三者の名義に書き換えて支払（155件）を行い、第三者から現金や口座振込で A に不正な支出金を戻させていました。

付け加えた不正なデータは支払処理後システムから削除されています。また出納取扱金融機関の出納印の押された口座振込依頼書もほとんど破棄されていました。

【売上金の着服】

売上金は営業終了後、各店舗でレシートの金額と現金を確認し事務所に集められ金庫に保管されます。翌日再度金額を確認し納入通知書を作成、月、水、金曜日に金融機関に収納します。

入場料や店舗売上金の納入済通知書を確認したところ、偽の金融機関の出納印が押されたものや、納入通知書が差し替えられ金額が減らされていることが判明、売上金の全部や一部（差額）が着服（延べ 532 回）されていました。なお帳簿上は正しい売上金額で処理されています。

【資金前渡金の着服等】

A は決裁を得ず「支払予定表」を作成し、施設で販売する切手の購入代金として会計課から不正に現金を受け取り着服、また連休等における増額した釣銭を休み明け後に戻し入れせずに着服していました。